

生活衛生とちぎ

編集・発行
 栃木県保健福祉部生活衛生課
 〒320-8501
 宇都宮市鳩田1-1-20 TEL.028(623)3110
 公益財団法人 栃木県生活衛生
 営業指導センター
 〒320-0027
 宇都宮市鳩田1-3-5 砂川ビル
 TEL.028(625)2660



謹賀新年

(公財)栃木県生活衛生営業指導センター
 理事長 加賀田 敏雄

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。私が柳前理事長の後を引き継いでから早いもので2年余りが経ちました。

その間、生衛業界の発展のため誠心誠意取り組んで参りましたが、いまだに国の経済対策の効果が地方において実感できない現況や人口減少等に伴う個人消費の伸び悩み、少子化・超高齢化社会の到来などによる後継者難と担い手不足に加え、組合離れの加速等々、我々を取り巻く環境には課題、懸案が山積しております。

これらの課題の中で、特に、組合の充実強化と後継者対策は喫緊の課題と考えています。

組合員数の増加対策に関しては、組合加入の必要性や「加入メリットと魅力の“見える化”」を図り、より多くの人たちにお伝えする仕掛け作りが必要で、更に生衛組合活動推進月間等を通じ、1人の役員が1人を勧誘する取組強化も必要と考えています。また、後継者、担い手対策については、後継者育成支援事業(インターンシップ)の拡充が重要であり、生徒さんに体験を通じた生衛業の楽しさ、プロの技のすごさを伝え、担い手人材の発掘に貢献したいと考えており、より多くの学校に活動を広めたいと思います。

さて、本年、当指導センターは設立35周年を迎え、秋には記念大会を開催する予定としております。この大会を契機として、会員相互の結束を深め、業界の健全な発展と、県民の豊かで潤いのある暮らしの実現のため、会員一丸となって頑張りたいと思いますので、今年も、昨年同様、会員皆様の一層のご協力をお願いいたしますとともに、本年が皆様方にとってご発展、ご繁栄の年となりますようご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

栃木県からのお知らせ

宴会幹事さん必見！新年会では、とちぎ食べきり15運動の呼びかけを

宴会では多くの食品ロスが発生しています。食品ロスを削減するために、はじめとおわりの15分間は、自席で料理をしっかり食べる「とちぎ食べきり15(いちご)運動」の実施及び運動の周知にご協力をお願いします。

とちぎの地酒で乾杯



はじめての15タイム



歓談タイム



おわりの15タイム



ご協力
お願いしま〜す

とちぎ食べきり15運動

検索

← 詳しくは栃木県HPへ



生活衛生課からのお知らせ 「ノロウイルス食中毒予防について」

ノロウイルス食中毒は、原因となった食品の飲食後24時間から48時間で嘔吐や下痢等の胃腸炎症状が起ります。ノロウイルスは感染性胃腸炎の原因の一つで、感染力が非常に強いという特徴があり、感染性胃腸炎が流行しやすい冬季は特にノロウイルス食中毒予防対策が重要です。

このことから、ノロウイルス食中毒が発生しやすい11月から3月を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め、食中毒発生予防のため注意喚起を行っています。また、この推進期間内において、ノロウイルス食中毒の多発が予想される時点で、「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信し、ノロウイルス食中毒に対する予防体制の強化を図っています。今期は例年より約1か月早い平成28年11月8日に発信しました。ノロウイルスによる食中毒は、感染している調理従事者によって汚染された食品が原因となる事例が多く見られます。

食品を取り扱う場合には、次の4原則を徹底し、ノロウイルス食中毒を予防しましょう！

ノロウイルス食中毒予防の4原則

加熱する	持ちこまない	つけない	拭かない
食品の中心温度 85～90℃で、90秒間以上加熱する 	・石けんを使用して必ず手洗い(トイレ使用后、調理前等)、手洗い後の濡れた手は、ペーパータオルや清潔なタオルで拭く ・衛生的な作業着、使い捨て手袋等を適切に着用する 体調不良時(下痢、嘔吐等)には食品を取り扱わない	調理設備・器具や、トイレ等を適切に洗浄、消毒する 加熱せずに食べる食品、加熱調理後の食品を汚染しないよう、衛生的に取り扱う	調理器具を使い分ける 

税務署からのお知らせ

《確定申告の相談及び申告の受付》

- 1 所得税^{※1} 平成29年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで
 - 2 贈与税 平成29年2月1日(水)から同年3月15日(水)まで
 - 3 消費税^{※2} 平成29年3月31日(金)まで
- [税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は除く。]

※1 復興特別所得税を含む
 ※2 地方消費税を含む

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出!!

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です!!

詳しくは… www.nta.go.jp 確定申告

お問い合わせは、宇都宮、足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家の県内各税務署へ。

「税務に関する窓口相談」のお知らせ

- 期間 平成29年1月23日(月)～1月27日(金) 午前10時～午後4時
 - 場所 指導センター又は山形税理士事務所
 - 相談員 山形税理士(指導センター事業活動調整員)
- ※相談日時、場所等調整いたしますので、お気軽に指導センターまで連絡してください。